

「水道料金等未収金管理回収業務」に係る告示について

本市では、水道料金等の滞納の解消及び収納率向上のため、督促等に応じていただけない未納水道料金等の一部の回収業務を下記のとおり弁護士法人に委託しています。

委託した水道料金等の請求事務、納付相談事務及び収納事務は、本市に代わり下記の弁護士法人が行うこととなります。このことにより、委託した未納水道料金等の納付相談等については、本市で受付することができなくなります。

債権回収を委託した弁護士法人から未納水道料金等の請求があった場合の相談等は、当該弁護士法人に連絡をお願いします。

記

- 1 委託先 弁護士法人 舘野法律事務所 弁護士 舘野 完
- 2 委託内容 水道料金等の未納者に対する債権回収業務
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

水道料金等未収金管理回収業務の告示については、以下からご覧いただけます。

和泉市上下水道告示第11号

和泉市水道料金等徴収業務その他業務の委託に関する規程（平成22年和泉市水道規程第4号）第5条第1号の規定により、令和3年度徴収受託者の主たる事務所の所在地等を次のとおり告示する。

令和3年4月1日

和泉市長 辻 宏



1. 徴収受託者の主たる事務所の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階・4階
弁護士法人 館野法律事務所
代表者 弁護士 館野 完

2. 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3. 委託範囲

水道料金等の未納者に対する債権回収業務

4. 備考

領収印なし